

消費・安全対策交付金交付等要綱

制 定 令和4年3月31日 3消安第7340号

(趣旨)

第1 わが国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、わが国の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

(通則)

第2 交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容等)

第3 第1の趣旨を踏まえ、交付金は、次に掲げる目的のために事業実施主体が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

- (1) 農畜水産物の安全性の向上
- (2) 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止
- (3) 地域での食育の推進

2 前項第1号、第2号及び第3号の政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率は、別表1のとおりとする。

なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び農産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドラインによるものとする。

3 交付金による事業の実施期間は、原則として1年とする。

(流用の禁止)

第4 別表1の区分が異なる事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(目標値)

第5 事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、別表2に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

2 事業実施主体は、前項で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。また、当該目標値の達成に必要な場合には、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に示された事業の内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする（当該目標値が別表2の目的及び目標の欄に示された目標のうち地域での食育の推進に対応するものである場合（以下「地域での食育の推進の場合」という。）を除く。）。

3 事業実施主体は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。

(事業実施計画の提出)

第6 交付金の交付を受けようとする都道府県知事又は政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、別記様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成し、以下に掲げる者の求めがあったときは、第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に事業実施計画を提出するものとする。

(1) 北海道及び北海道に属する政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

(2) 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

(3) 前号以外の都府県及び前号以外の都府県に属する政令指定都市にあつては地方農政局長（以下、第1号から第3号までに掲げる者を「地方農政局長等」という。）

2 都道府県知事等は、前項の事業実施計画書の作成に当たっては、次項に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画書の内容を含め作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）全体で一つの目標値を設定するものとする。

3 事業実施主体（都道府県等が事業実施主体となる場合を除く。）は、毎年度、実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、別記様式第1号に準じて事業実施計画書を作成の上、当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事等は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする都道府県知事等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申

請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度、地方農政局長等が別に定める日までとする。

(交付金の算定等)

第9 国は、毎年度、予算の範囲内において、次項により算定する交付金について、都道府県知事等に交付するものとする。

2 国は、第7第1項により各都道府県知事等から提出される交付申請書に添付される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、都道府県等ごとの要望額及び事後評価結果を基に、次項の特別交付型交付金としての留保額を勘案して、消費・安全局長等が別に定めるところにより各都道府県知事等に交付する交付金の額を算定する。

3 国は、年度途中の埋設農薬の漏えい、家畜及び養殖水産動植物の疾病のまん延や農作物の重要病害虫の発生等の緊急事態に機動的に対応できるよう、交付金の一部について特別交付型交付金として留保し、消費・安全局長等が別に定めるところにより都道府県知事等に交付する。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

3 地方農政局長等は、第1項において通知を行った場合には、管内都道府県分の事業実施計画書を取りまとめ、消費・安全局長等に報告するものとする。

(申請の取下げ)

第11 都道府県知事等は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第12 交付金の交付を受けた都道府県知事等は、目標値の達成に資する場合には、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 目標を追加又は削除しようとする場合

(2) 目標値を変更しようとする場合

(3) 事業実施主体を変更しようとする場合

(4) 交付金額の増額を伴う変更をしようとする場合

(5) 交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合

3 第1項の場合において、新たに地域提案型事業を実施することとしたときは、変

更した事業実施計画書について事前に地方農政局長等に報告するものとする。

- 4 地方農政局長等は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じ、都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。
- 5 第1項の場合において、当該目標値が別表1の1のIの(1-1)の(3)の事業メニュー（農用地土壌汚染対策計画の策定）に対応するものである場合であって、当該事業メニューに必要な調査等の実施（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第15条の規定に基づく法律補助）に係る交付金を当該交付金以外の交付金に流用する変更をしようとする場合に該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 第1項の場合において、地域での食育の推進の場合であって、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 新たに事業を実施しようとする場合
 - (2) 交付金額の減額を伴う変更をしようとする場合
- 7 地方農政局長等は、第2項、第5項及び前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第12第2項、第5項及び第6項の規定により地方農政局長等の承認が必要となる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

- 第14 都道府県知事等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、交付金の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第15 都道府県知事等は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

- 第16 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書

に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事等は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業が完了したとき（第12第2項第5号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第18 地方農政局長等は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県等において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 都道府県知事等は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対

し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 地方農政局長等は、第12第2項第5号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県等が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第21 都道府県等は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、交付規則第5条に規定する期間とする。

3 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、

かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第23 都道府県等は、交付事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（交付金の経理）

第24 都道府県等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第25 都道府県等は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第26 都道府県知事等は、第7第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第12第2項、第5項及び第6項の規定による計画変更、第15の規定による状況報告、第16の規定による概算払請求、第17第1項の規定による実績報告、第17第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告並びに第22第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 都道府県知事等は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事等に対

する通知、承認、指示、命令については、都道府県等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

- 4 都道府県知事等が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第27 都道府県知事等は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第4、第12から第15、第17、第19から第21まで及び第23から第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事等の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県等による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県知事等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事等に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事等は、市町村以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 3 都道府県知事等は、市町村に交付金を交付するときは、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障の確立のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
 - 4 都道府県等は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- 5 都道府県知事等は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第10第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 6 都道府県知事等は、第1項第3号の規定により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事等は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(成果の取りまとめ及び事後評価)

- 第28 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあつては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第13号に従って成果報告書として取りまとめる。
- 2 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあつては、事業実施主体は前項において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。
 - 3 都道府県知事等は、前項により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
 - 4 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び前項の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別記様式第14号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
 - 5 第3項及び前項による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
 - 6 地方農政局長等は、第4項により提出された都道府県等の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。
 - 7 地方農政局長等は、前項の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長等に報告する。
 - 8 地方農政局長等は、第6項の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
 - 9 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
 - 10 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
 - 11 第8項の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

(委任)

第29 交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、消費・安全局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、消費・安全対策交付金交付要綱（平成17年4月1日付け16消安第10271号農林水産事務次官依命通知）及び消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の消費・安全対策交付金交付要綱及び消費・安全対策交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1

消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率

1 食料安全保障確立対策推進交付金

区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	(1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証 ① 法律補助分 ② その他分	(1) 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）及び加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査を行う。 (2) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証 有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性を検証する取組を行うとともに、そのために必要な分析体制を整備する。また、検証結果を取りまとめた技術検証報告書を作成する。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。以下同じ。） ただし、事業メニュー及びその内容の欄の	都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費	事業費の定額（1/2以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうちコメ（農用地の土壌を含む。）に含まれるヒ素の汚染実態を把握するための調査に要する経費については定額（上限は1都道府県当たり100万円、同一都道府県内の取組は2年限り）とし、併せて、協議会を開催する場合は、その経費も含めることができるものとする。 なお、地域提

		<p>(1-2) 安全性向上措置の検証 ・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入 ・普及推進</p>	<p>(3) 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第5条第1項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>(4) 協議会の開催等 (1)から(3)までの取組を実施するに当たって必要な範囲において、①協議会の開催、②専門家による事業者等への指導、③事業者等向け講習会の開催又は講習会への参加支援等を実施する。</p> <p>(1) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及 カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。 ①カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。 ②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）の作成等。 ③(3)①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p>(2) 水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及 水稲におけるヒ素濃度低減技術の</p>	<p>(2)のうち土壌由来有害化学物質による農作物の汚染リスク推定技術に係る取組については、以下のとおりとする。 都道府県 地方独立行政法人（都道府県が設立したものに限る。） 事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 都道府県協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 地方独立行政法人 事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会</p>	<p>同上</p>	<p>案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>事業費の定額（1/2以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)に要する経費については定額（10/10）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
--	--	--	---	--	-----------	--

		<p>実用化に向け、次の取組を行う。</p> <p>① 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>② ①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアルの作成等。</p> <p>③ (3) ②の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(3) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入促進活動 実証技術の効果的な普及に向け、次の①又は②の技術に係る農業者等に対する展示ほの設置、現地講習会及び検討会の開催等による技術導入推進活動の取組を行う。</p> <p>① カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術</p> <p>② 水稻におけるヒ素濃度低減技術</p>	<p>農業協同組合連合会 農業協同組合 営農集団 都道府県協議会 産地協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 地方独立行政法人</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその</p>	<p>同上</p>	<p>事業費の定額（1/2以内）とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	<p>(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。</p> <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその</p>	<p>同上</p>	<p>事業費の定額（1/2以内）とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。

(3) 農薬残留確認調査等の実施

登録基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。

また、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、作物群での農薬登録推進のための試験を実施する。

(4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証

食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の評価・検証を行う。

(5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立

農薬による蜜蜂被害の軽減に向けて、地域の実情に応じた蜜蜂被害軽減対策を確立する。

(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施

埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。

また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事

内容の欄の(2)、(6)及び(7)については、以下のとおりとする。

都道府県

市町村

農業協同組合

農業協同組合中央会

農業協同組合連合会

特認団体

事業メニュー及びその内容の欄の(8)については、以下のとおりとする。

都道府県

市町村

農業協同組合

農業協同組合中央会

農業協同組合連合会

一般社団法人又は一般

財団法人

公益社団法人又は公益

財団法人

特認団体

独立行政法人

民間事業者

		<p>前、事後に環境調査を行う。</p> <p>(7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(8) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修及び環境整備 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準」(以下「農薬G L P」という。)に係る研修を行う。 また、農薬登録に不可欠な作物残留試験データが適切に取得されるよう、農薬G L P試験の実施が可能なほ場の環境の整備を行う。</p>			
	(3) 海洋生物毒等の監視の推進	<p>(1) 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備 二枚貝等の海洋生物毒等による健康被害を未然に防止し、円滑な国内流通や輸出を行うための調査分析及び必要な分析機器の整備を行う。</p> <p>(2) リスク管理体制の整備 国内リスク管理措置の策定・普及や輸出に向けた海域指定を目的とした都道府県による協議会を開催する。</p>	都道府県	都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
2 伝染性疾病・病害虫	(1) 家畜衛生の推進	(1) 監視体制の整備・強化 家畜の伝染性疾病の監視体制を強	事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(6)	都道府県又は政令指定都市が本	事業費の定額(1/2以内)と

の発生予防
・まん延防
止

化するため、診断予防技術の向上、精
度管理の適切な実施、サーベイランス
の円滑化並びに自衛防疫及び自主管
理の強化を推進する。

(2) 家畜の伝染性疾患の発生予防

家畜の伝染性疾患の発生を予防す
るため、飼養衛生管理基準の遵守、地
域における発生予防の体制整備及び
野生動物や環境からの感染予防を推
進する。

(3) 家畜の伝染性疾患のまん延防止

家畜の伝染性疾患のまん延を防止
するため、まん延防止の円滑化の取
組、疾病発生時の体制整備及び家畜の
生産性を低下させる疾患の低減対策
を推進する。

(4) 畜産物の安全性向上

畜産物の安全性向上を図るため、生
産衛生管理体制の整備及び動物用医
薬品の適正使用と危機管理を推進す
る。

(5) 野生動物の対策強化

野生動物による家畜の伝染性疾患
の発生予防及びまん延防止のため、リ
スクが高い地域における野生動物対
策及び野生動物への感染防止対策を
推進する。

(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機
器の整備

家畜疾病にかかる診断の迅速化・高
度化、バイオセキュリティの確保に資

までについては、都道
府県とする。ただし、事
業メニュー及びその内
容の欄の(1)のうち沖
縄牧野へのダニ侵入防
止については沖縄県、
自衛防疫及び自主管
理の推進については自衛
防疫の推進等家畜衛生
の向上を目的とする団
体(消費・安全局長等が
別に定めるものをい
う。以下同じ。)及び特
認団体、牛海綿状脳症
(以下「BSE」とい
う)検査・清浄化の推進
のうち死亡牛取扱機器
等の導入については以
下のとおりとする。

都道府県

市町村

農業協同組合中央会

農業協同組合連合会

農業協同組合

自衛防疫の推進等家畜

衛生の向上を目的とす

る団体

生産者の組織する団体

(消費・安全局長等が

別に定めるものをい

う。以下同じ。)

特認団体

事業メニュー及びその
内容の欄の(7)から
(10)までについては、

要綱に基づいて
行う事業に要す
る経費及び左欄
に規定する事業
実施主体(都道府
県及び政令指定
都市を除く。)が
本要綱に基づい
て行う事業に要
する経費を都道
府県が交付する
経費

する。
ただし、事業
メニュー及び
その内容の欄
の(1)のうち、
沖縄牧野への
ダニ侵入防止
に要する経費
については定
額(9/10以
内)、自衛防疫
の推進等家畜
衛生の向上を
目的とする団
体が実施する
自衛防疫及び
自主管理の推
進に要する経
費については
定額(1/3以
内)、(5)及び
(10)のうち、
家畜の伝染性
疾患の発生・
まん延リスク
が高い地域に
おける清浄性
維持に向けた
取組に要する
経費について
は消費・安全
局長が別に定
めるところに
よる。
なお、地域提
案型事業の交

		<p>するため、関連機器の整備を行う。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(7) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防の取組を推進する。</p> <p>(8) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備、家畜の生産性を低下させる疾病の低減対策を推進する。</p> <p>(9) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産衛生管理体制の整備及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。</p> <p>(10) 野生動物の対策強化 野生動物による家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、リスクが高い地域における野生動物対策及び野生動物への感染防止対策を推進する。</p>	<p>(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生対策を総合的に推進する。</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導</p>	<p>以下のおりとする。 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p> <p>都道府県</p>	<p>都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>事業費の定額（1/2以内）とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄</p>
--	--	--	---	---	--------------------------------	---

		<p>養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖衛生管理・水産医薬品の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発等を行う。</p> <p>(3) 養殖場の調査・監視 養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。</p> <p>(4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。</p> <p>(5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。</p>	<p>(1) 防除が困難な作物の防除体系の確立 病害虫の発生パターンの変化、使用可能な農薬の減少等により、従来の防除対策では防除が困難となっている作物に係る防除体系の緊急的な確立のための新しい技術や資材の実証等を行う。 薬剤抵抗性病害虫・雑草により防除が困難となっている作物について、現場で使用できる簡便・迅速な検体のサンプリング手法や感受性検定手法、薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等のモニタリング手法（地点数、サンプル数の設定等）、薬剤抵抗性リスク管理の判断基準、薬効を温存するためのローテーション散布体系等の防除</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会</p>	<p>都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費</p>	<p>の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要する経費については定額（10/10）とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	<p>(3) 病害虫の防除の推進</p>					

			<p>体系を確立する。 基幹的マイナー作物について、病虫害・雑草防除技術体系を緊急的に確立する。</p> <p>(2) 総合的病虫害管理の普及のための指導者の育成 総合的病虫害管理の普及のため、指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等を行う。</p> <p>(3) スクミリングガイの管理手法の確立 温暖化等を背景として一層の被害の拡大が危惧されるスクミリングガイに対し、地域の土壌、土地利用、気候等の特性に適合した効果の高い防除体系を確立するため、発生密度が増加し、又はまん延が懸念されている地域において、地域の実情に応じ新たな防除体系の検証及び実証を行う。</p>	<p>農業協同組合連合会 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体 独立行政法人 民間事業者</p>		
	(4) 重要病虫害の特別防除等		<p>(1) 重要病虫害侵入警戒調査等の実施 ミバエ類等の重要病虫害が侵入した場合、当該病虫害を早期に発見するため、全国の果樹・野菜栽培地帯等において、これら重要病虫害の侵入警戒調査等を行う。</p> <p>(2) 移動規制病虫害特別防除 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づく移動の制限等に係る重要病虫害に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(2)及び(4)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会</p>	同上	<p>事業費の定額（1/2以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(4)並びに(5)に要する経費は定額（10/10）とする。 なお、(4)のうち、対象とな</p>

(3) 重要病害虫等の防除

- ① 我が国で発生が限定されている重要病害虫（クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類を除く。）に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。
- ② 生産地域において農作物被害が発生し、追加的な防除対策を実施しなければ急速にまん延し被害の拡大が危惧されるクビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類及びモモせん孔細菌病に対し、被害の軽減及び周辺地域へのまん延を防止するため、生産地域等における徹底した防除等を行う。

(4) 特殊病害虫緊急防除

重要病害虫のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象になり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を行う。

また、重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。

(5) 特殊病害虫根絶防除

鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、不妊虫放飼法等

農業協同組合連合会
農業協同組合
中小企業等協同組合法
（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合
一般社団法人又は一般財団法人
公益社団法人又は公益財団法人
生産者の組織する団体

事業メニュー及びその内容の欄の(5)については、都道府県とする。

る病害虫が発生しているおそれがある場合には、事業周知に要する経費は定額(1/2以内)とし、(5)のうち、不妊虫増殖施設等の整備に要する経費は定額(9/10以内)とする。
また、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。

3 地域での食育の推進

地域での食育の推進

により根絶防除を行う。

また、沖縄県及び鹿児島県奄美群島に発生しているかんきつ類の重要病害であるカンキツグリーンング病菌について、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、り病樹の伐採等により根絶防除を行う。

(1) 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を実施し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。

(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型

都道府県市町村民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあっては当該都道府県を管轄する地方農政局長をいう。）と協議の上、特に認める団体。

都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（都道府県を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費のうち消費・安全局長が別に定めるもの

事業費の定額（事業費の1/2以内であって、消費・安全局長が別に定める額）とする。

食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供を促進する。

(4) 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(5) 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

(6) 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

(7) 学校給食における地場産物活用の促進

学校給食における地場産物の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

(8) 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地

		<p>域における共食の場を試験的に設けるための取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を、適切な感染防止対策を講じた上で再開し、食育活動を行う。</p> <p>(9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。</p> <p>(10) 食品ロスの削減に向けた取組 食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。</p>		
--	--	--	--	--

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
II. 食料安全保障確立対策整備交付金	伝染性疾病・病害虫の発生子防・まん延防止	家畜衛生の推進	<p>(1) 高度バイオセキュリティ対応施設整備 家畜保健衛生所等における診断の迅速化、高度化及びバイオセキュリティの確保等に資するための施設等を整備する。</p> <p>(2) 地域における車両消毒施設整備 交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集積する施設の出入口に車両消毒施設を整備する。</p> <p>(3) 野生動物侵入防止柵の整備 野生動物からの家畜の伝染性疾病の感染を防止するため、家畜飼養農場における野生動物侵入防止柵を整備する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 中小企業等協同組合 協業組合であって、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。 ただし、都道府県及び市町村を除き、整備しようとする畜産経営体</p>	<p>都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体(都道府県及び政令指定都市を除く。)が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)までの経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費(附帯事務費)</p>	<p>事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

				が直接所属するものとする。 都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体		
--	--	--	--	--	--	--

別表 2

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>I 農畜水産物の安全性の向上</p> <p>1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p> <p>1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の1のIの(1-1)の(1)の事業メニューについては調査地区数(調査点数も含む。) ・別表1の1のIの(1-1)の(2)の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数 ・別表1の1のIの(1-1)の(3)の事業メニューについては対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数 <p>カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の</p> <p>①実証試験及び展示ほの総実施箇所数(本事業により実証し、又は展示したもの数に限る。)</p> <p>②技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入・普及推進の取組数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえつつ、調査地区数(調査点数も含む。)を定め、着実にその実施を図る。 ・産地において検証の実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数を定め、検証に必要なデータを整備することにより、その有効性・実行可能性の着実な検証の推進を図る。 ・農用地土壌汚染対策計画の策定のために必要な調査の実施及び土壌改善対策技術の確立、農用地における汚染除去のための客土等の恒久対策に先立つ応急対策の実施を図る。 <p>水稲における農作物中のカドミウム及びヒ素濃度を低減するため、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その導入・普及に向けて現地適応性の高い技術とするための当該技術の実証に必要な各技術手法別の実証試験及び展示ほの総実施箇所数の具体的な目標値 ・リスク管理措置の導入・普及推進に向けて実施する技術利用マニュアルの作成や検討会・講習会の開催等の取組数の具体的な目標値 <p>を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>2 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 ・埋設農薬の処理進捗率 	<p>適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬取締法により把握される農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定め、埋設農薬の処理が必要な場合は、その計画的かつ着実な処理を実施するため、埋設農薬の処理進捗率を目標値として定め、その着実な実現を図る。</p>

<p>3 海洋生物毒等の監視の推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物毒のモニタリングの総実施数 ・有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数 	<p>生産段階における二枚貝等に関する海洋生物毒等のリスク管理を的確に実施するため、海洋生物毒のモニタリングの総実施数又は有害微生物若しくはノロウイルスのモニタリングの総実施数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進</p>	<p>家畜衛生に係る取組の充実度</p>	<p>家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やHACCP（危害要因分析重要管理点）に基づく衛生管理手法の生産段階への導入、動物用医薬品の適正利用の取組、行政・生産者・関係団体等が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止、野生動物対策等により地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜衛生に係る取組の充実度について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。</p>
<p>2 養殖衛生管理体制の整備</p>	<p>養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合</p>	<p>養殖魚介類の疾病のリスク管理等を的確に推進し、安全な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>3 病虫害の防除の推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の現状値からの向上率 ・従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数 ・総合的病虫害管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数 	<p>有効性、作業性及び経済性に優れた防除技術等を有機的に組み合わせること等により、現場の実情に合った発生状況調査や防除体系等を確立するため、発生状況調査や防除体系等における防除に関する管理手法の現状からの向上率について、具体的な目標値を定め、着実にその向上を図る。</p> <p>また、従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数について具体的な目標を定め、着実にその増加を図る。</p> <p>さらに、総合的病虫害管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数について、具体的な目標を定め、着実にその実施を図る。</p>

<p>4 重要病害虫の特別防除等</p>	<p>対象病害虫の調査の総回数</p>	<p>我が国が侵入を警戒する病害虫を早期に発見するため、これらの病害虫の調査・防除等の総回数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>Ⅲ地域での食育の推進 地域での食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の1のIの3の(1)から(4)まで及び(6)から(10)までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承度 ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・食育の推進に関わるボランティアの数 ・学校給食における地場産物を使用する割合 ・地域で共食したいと思う人が共食する割合 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・別表1の1のIの3の(5)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、地場産物への理解促進、共食の場における食育の推進、食品ロスの現状・削減に関する認識の深化、持続可能な食料システムの構築及び我が国の農林水産業の理解促進のため、具体的な数値目標を定め、着実にその実施を図る。 ・食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から、農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。

2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防 ・まん延防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	家畜保健衛生所等における診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保、多数の畜産関係車両が集合する施設における確実な車両消毒の実施並びに家畜飼養農場における野生動物侵入防止体制の整備により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。

年度 消費・安全対策交付金 (食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等事業実施計画書

都道府県名

(年 月作成)

目的	目標	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(目標値)			
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
				地区	
				地区	
	小計				
農薬の適正使用等の総合的な推進	(目標値)				
海洋生物毒等の監視の推進	(目標値)				
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
				地区	
				地区	
	小計				
養殖衛生管理体制の整備	(目標値)				
病害虫の防除の推進	(目標値)				

	重要病害虫の特別防除等	(目標値)			
Ⅲ 地域での食育の推進	地域での食育の推進	(目標値)			
合 計					円 (円)

留意事項

都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）都道府県事業実施計画書

都道府県名

(年 月作成)

目 的	施設名	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止		(目標値)			
		(目標値)			
合 計					円 (円)

注1：特別交付型交付金分は除く。

注2：執行額は、当該都道府県等が交付を受けた交付金のうち、当該都道府県以外の事業実施主体に交付した額及び当該都道府県等自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

(参考)

前年度（ 年度）の交付金の執行状況

事 項	交 付 総 額	1 2 月末日までの執行額及び執行率 (確定値)	3 月末日までの執行額及び執行率 (見込み)
食料安全保障確立対策推進交付金（注 1）	円（ %）	円（ %）	円（ %）
特別交付型交付金			

注 1：特別交付型交付金分は除く。

注 2：執行額は、当該都道府県等が交付を受けた交付金のうち、当該都道府県以外の事業実施主体に交付した額及び当該都道府県等自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

留意事項

- 1 「目標」の欄は、要綱別表1の目標の欄に掲げる内容を記入する。
- 2 「目標値」の欄は、3の「事業の必要性及び目標値の考え方」に基づき記入する。
- 3 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
 なお、次表の欄に掲げる目標にあっては、同表の右欄に掲げた事項及びその具体的数値を必ず含めること。

目 標	事 項
<p>安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<p>①別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。②において同じ。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施計画（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。））</p> <p>②別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術・灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性の検証の実施計画（危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数）</p> <p>③別表1の1のIの1-1の(3)の事業メニューについては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項に基づく対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数</p> <p>④協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、内容）</p>
<p>安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>①カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術に関する各技術手法別の実証試験及び展示ほについての、 ア これまでの取組状況及び本年度の実施計画（実施箇所数及び対象品種） イ 保管予定種子量並びに翌年度の実証試験及び展示ほの実施予定箇所数</p> <p>②カドミウム及びヒ素濃度低減技術に関するこれまでの検討状況と本年度の取組計画 ア 協議会の開催計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、検討内容等） イ 技術利用マニュアルの作成時期及び部数 ウ 農業者等を対象とした実証技術を利用するための検討会及び講習会の開催計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、検討内容等）</p>
<p>農業の適正使用等の総合的な推進（埋設農薬の適切な処理の支援を行う場合）</p>	<p>①埋設農薬処理の進行管理のための協議会等の開催計画 ②住民説明会の開催計画 ③掘削前の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等） ④掘削・回収工事の実施計画（埋設農薬・汚染土壌の回収数量） ⑤掘削した埋設農薬の保管計画 ⑥環境汚染防止措置の実施計画 ⑦掘削した埋設農薬の処理計画（埋設農薬・汚染土壌の処理数量） ⑧処理終了後の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等）</p>
<p>海洋生物毒等の監視の推進</p>	<p>①二枚貝等の海洋生物毒の調査計画（調査点、調査時期、調査回数等） ②海洋生物毒の原因プランクトンの調査計画（調査点、調査時期、調査回数等） ③二枚貝等の有害微生物又はノロウイルスの調査計画（調査点、調査時期、調査回数等）</p>
<p>地域での食育の推進</p>	<p>①事業の目的 ②実施体制 ③具体的内容（事業項目（取組内容）、実施場所、実施時期・回数、対象者・人数、及び備考（委託先、協力者等）） ④事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 ※ 監督・指導等の支援の事業実施計画書を提出する都道府県においては、事業の目標（達成すべき成果）のみを記入。</p>

	<p>⑤事業成果、効果の検証方法 ※ 監督・指導等の支援の事業実施計画書を提出する都道府県においては、事業成果のみを記入。</p> <p>⑥その他事業の推進に必要な事項</p>
--	---

4 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

- (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあつては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみ額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- (3) 地区推進事業については、事業実施主体名の後に（地区）と記入するとともに、通し番号や目印を付けることなどにより、関係事業の事業実施主体との関係がわかるようにする。
記入例： 1-1 〇〇県
1-2 JA△△（地区）
1-3 □□営農組合（地区）

5 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。

都道府県等名		事業実施主体名		
施設名				
目標値	現状 (年度)	事業実施後 (年度及び 年度)		
事業の必要性及び目標値の考え方				
事業メニュー及び交付金要望額				
事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金要望額 (円)	交付率

留意事項

- 1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。
 なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。
- 2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
 なお、要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(3) 野生動物侵入防止柵の整備については、既存柵と合わせて周囲柵を構築する場合を除き、農場周囲の一部のみを整備する計画は原則として認めない。
- 3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について
 - (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあっては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する。
 - (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。
 また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
 - (3) 要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(3) 野生動物侵入防止柵の整備について、補助単価が5千円/m（稼働柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すこと。

別記様式第1号-5 (第6関係)

1 事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者名	所在地	目標
特認とする理由			

留意事項

- 1 特認団体がある場合に本様式を作成する。
- 2 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
- 3 前年度に提出した団体は省略できるものとする。

2 地域提案型事業の内容等

実施するメニューの内容	交付率	所要額 (円)	交付金要望額 (円)
□□□□□□□□□□□□□□ 類似する既存のメニュー及び 既存メニューと異なる点を記 載	○/○ ○/○と する理 由を記 載		

留意事項

地域提案型事業がある場合に本様式を作成する。

飼養衛生管理基準の遵守状況確認書

都道府県等名：

事業実施主体名：

農場番号	畜種	農場名	飼養衛生管理の確認状況		今後の改善方針の有無
			確認年月日 (確認予定年月日)	不遵守事項	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

留意事項

- 1 本様式は、別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(3)野生動物侵入防止柵の整備を実施する事業実施主体が、養豚場への野生動物侵入防止柵整備計画を有する場合に、都道府県が当該養豚場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況を確認の上、提出すること。
- 2 不遵守事項について、該当する飼養衛生管理基準の項目番号を句点で区切って全て記載すること。
- 3 改善方針とは、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限の明確化をいう。
- 4 小規模農場（豚及びいのししにあっては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては100羽未満、だちょうにあっては10羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、確認年月日、不遵守事項及び今後の改善方針の有無の欄に斜線を記載すること。
- 5 新規開設農場など、今後、家畜の導入が見込まれる場合は、当該農場について、確認予定年月日を確認年月日の欄にカッコ書きで記入し他の欄に斜線を記載すること。
- 6 家畜保健衛生所は、不遵守事項については、飼養衛生管理指導等指針に基づき、指導を行うとともに、遵守予定時期までに改善されない場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5及び6に基づき、指導及び助言、勧告等を厳格に行うこと。

〇〇年度消費・安全対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、交付金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
II 食料安全保障確立対策整備交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画（又は実績）

- （注）1 交付金の目的及び内容については、別記様式第1号による事業実施計画書を添付すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

III 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳				備 考
			交付金	都 道 府 県 又 は 政 令 指 定 都 市 負 担 金	市 町 村 負 担 金	その他 負 担 金	
1 食料安全保障確 立対策推進交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱 の別表1の目的及び目標の欄に掲 げる事業を記載する。	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確 立対策整備交付金	同上						
合 計							

(注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 目的及び目標の欄は、別表1の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

IV 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

V 予算議決（又は予算議決予定）年月日

〇〇年度消費・安全対策交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号の記のIからVに準ずるものとする。
この場合において、同様式中「交付金の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式第4号（第14関係）

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあっては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業の遂行状況

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 食料安全保障確立対策推進交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料安全保障確立対策整備交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する						

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

- 2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第 15 第 1 項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年 11 月 30 日 現在

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			11 月 30 日までに完了したもの		12 月 1 日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 食料 安全保 障確立 対策推 進交付 金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料 安全保 障確立 対策整 備交付 金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する						

- (注) 1 区分の欄は、別記様式第 2 号の記の「Ⅲの 経費の配分」に記載された事項について記載すること。
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度消費・安全対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあっては北海道農政事務所長

官署支出官 〇〇 殿

（第16に定める官署支出官名を記入）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定通知のあった、この事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区分	目的及び目標	総事業費	(A) 交付金額	交付金中〇割相当額	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		A)-(B)-(C) 残高		事業完了予定年月日	備考
					金額	出来高		11月30日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額		
1 食料安全保険確立対策推進交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
2 食料安全保険確立対策整備交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する												

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

〇〇年度消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号

年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。）

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号の記のIからVに準ずるものとする。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

〇〇年度 消費・安全対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあっては北海道農政事務局長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費（A）	国庫交付 金	（A）のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	（A）のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
1 食料安全保障確立 対策推進交付金	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							
2 食料安全保障確立 対策整備交付金							
翌年度繰越分							
年度内完了分							
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度消費・安全対策交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあつては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (3) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 1 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

財 産 管 理 台 帳

都道府県等名 _____

事業実施年度		年度					農林水産省所管交付金名										
事業種類	事業の内容					工期		経費の区分					処分制限期間		処分の状況		備考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	計																
合 計																	

- (注) 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第 11 号（第 25 関係）

年度

農林水産省所管

消費・安全対策交付金調書

国			都道府県等名										備考
			歳入			歳出							
交付金事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち国庫交付金相当額	支出額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（（間接）事業実施主体） 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注 1） 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- （注 2） 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- （注 3） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- （注 4） 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めているときは、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第 13 号－ 1 （第 28 第 1 項関係）

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）
 事業実施主体名： （所在地： 県 市）

区 分		目標値及び実績				事 業 実 績		備 考
目 的	目 標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実 績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
I								
	小 計							
II								
	小 計							
総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第 13 号－ 4 を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－ 4 に基づきそれぞれ記入する。
- 3 特別交付型交付金は別様とすること。
- 4 都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

別記様式第 13 号－ 2 （第 28 第 1 項関係）

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目標値及び実績				事 業 実 績		備 考
目 的	目 標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (円)	
Ⅲ								
総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第 13 号－ 4 を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－ 4 に基づきそれぞれ記入する。
- 3 都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

別記様式第 13 号－ 3 （第 28 第 1 項関係）

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名：

区 分		目標値及び実績				事業実績		備 考
目 的	施設名	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
Ⅱ								
総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第 13 号－ 5 を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－ 5 に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第13号-4 (第28第1項関係)

目標	
事業実施期間	年度
都道府県等名	
事業の実施方法	

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
<地区推進事業>					

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)

事業の成果

都道府県等による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。
 - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
A……達成度 80%以上
B……達成度 50%以上 80%未満
C……達成度 50%未満
ただし、地域での食育の推進については以下のとおりとする。
A……達成度 100%以上
B……達成度 80%以上 100%未満
C……達成度 80%未満
また、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。
- 3 事業内容及び実績額について
 - (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
 - (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (3) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。
 - (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の左の欄の目標ごとに実施した事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	<p>ア 別表1の1のIの(1-1)の(1)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。イにおいて同じ。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施状況（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。））</p> <p>イ 別表1の1のIの(1-1)の(2)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術・灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性の検証結果、調査地域、調査規模（実施面積、農家数等）、実施時期、調査員数、導入コスト試算等</p> <p>ウ 別表1の1のIの(1-1)の(3)の事業メニューについては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号第5条第1項に基づく対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査及び試験結果・調査内容（地域、規模、結果解析等）、試験内容（技術内容、低減効果、導入コスト等）</p> <p>エ 協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の実施状況（開催時期、参加者、内容（技術検証を行った場合は、その技術内容、検証方法等））</p>
安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	<p>ア カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術手法別の実証試験ほの実施箇所数及び対象品種</p> <p>イ カドミウム及びヒ素濃度低減技術に関する協議会の開催時期、回数、参加人数（内訳）、内容等</p> <p>ウ 技術利用マニュアルの作成時期、部数、配布先及び周知方法</p> <p>エ カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術に関する各技術手法別の展示ほの実施箇所数及び対象品種</p> <p>オ 農業者等を対象とした実証技術利用のための検討会及び講習会の開催</p>

	時期、開催場所、回数、参加人数（内訳）、内容等
農薬の適正使用等の総合的な推進	<p>ア 講習会及び研修会の実施状況（ウ及びツを除く） ・実施回数、参加人数（農家、販売者等の内訳）等</p> <p>イ 啓発活動の状況 ・用いた広報手段、実施回数又は配布部数等</p> <p>ウ 農薬適正使用アドバイザー及び農薬管理指導士の認定状況 ・認定研修実施回数、研修対象者数、新規認定者数、総認定者数等</p> <p>エ 販売者及び使用者に対する実態調査の状況 ・実施対象数、指導の対象数等</p> <p>オ 農薬残留調査の状況 ・対象の作物名・農薬名、試験設計及び分析結果の概要並びに検査結果の活用状況（基準査定、農薬登録、指導内容への反映）等</p> <p>カ 農薬の飛散防止技術の効果の確認状況 ・対象の作物名・農薬名、分析点数、対象とした技術、確認結果等</p> <p>キ 作物群での農薬登録推進のための試験の実施状況</p> <p>ク 対策等の策定に向けた対策協議会の開催状況</p> <p>ケ 原因究明のための実態調査の実施状況 ・土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容（対象の作物名・農薬名、分析点数等）、調査結果等</p> <p>コ 農薬による蜜蜂被害の実態調査の実施状況</p> <p>サ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の検討に向けた対策協議会の開催状況</p> <p>シ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の確立状況</p> <p>ス 埋設農薬処理の進行管理のための協議会の開催状況</p> <p>セ 住民説明会の開催状況</p> <p>ソ 掘削前の環境調査の実施状況 ・土壌及び地下水中調査点数等</p> <p>タ 掘削・回収工事の実施状況 ・埋設農薬、汚染土壌の回収数量</p> <p>チ 掘削した埋設農薬の保管状況</p> <p>ツ 環境汚染防止措置の実施状況</p> <p>テ 掘削した埋設農薬の処理状況 ・埋設農薬、汚染土壌の処理数量</p> <p>ト 処理終了後の環境調査の実施状況 ・土壌及び地下水中調査点数等</p> <p>ナ 試験従事者等への農薬G L Pに係る研修会の実施状況 ・実施回数（実務研修含む）、参加人数等</p> <p>ニ 農薬G L P試験の導入状況</p> <p>ヌ 農薬G L Pに適合したほ場の整備状況 ・ほ場数、対象の作物名等</p>
海洋生物毒等の監視の推進	<p>ア 海洋生物毒モニタリングの実施状況（海域、二枚貝等や原因プランクトンの種類等） ・海洋生物毒調査の実施数 ・海洋環境、海洋生物毒の原因プランクトン等の調査の実施状況</p> <p>イ 有害微生物モニタリングの実施状況 ・調査微生物、調査品目、調査地域、調査方法、調査実施数</p> <p>ウ ノロウイルスモニタリングの実施状況 ・陸域でのノロウイルス感染症発生調査、降水量調査の実施状況 ・海洋環境（水温・塩分等）の確認状況 ・二枚貝及び海水のノロウイルス調査実施数</p> <p>エ 分析機器の整備状況 ・取得機種名、使用状況</p> <p>オ リスク管理体制整備のための協議会の開催状況 ・協議会の出席者、内容、回数等</p>
家畜衛生の推進	<p>ア 家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率</p> <p>イ 検査件数の増加率</p>
養殖衛生管理体制の整備	<p>ア 養殖衛生管理指導を行なった養殖等経営体数の割合</p> <p>イ 経営体数 ・給餌養殖経営体数</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・アユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数 <p>ウ 水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数</p> <p>エ 養殖衛生管理指導等を受けた経営体数（実経営体数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち指導会議により養殖衛生管理指導等を受けた経営体数 ・うち巡回指導により養殖衛生管理指導等を受けた経営体数 ・うちその他の方法（電話等）により養殖衛生管理指導等を受けた経営体数
病害虫の防除の推進	<p>ア 対象作物名及び対象病害虫・雑草名</p> <p>イ 取り組んだ検定手法や防除技術等の内容</p> <p>ウ 検定手法や防除技術等の実証ほ等の設置場所及び面積（a）</p> <p>エ 検定手法や防除体系等における防除に関する管理手法の現状からの向上率</p> <p>オ 講習会、検討会等開催回数</p> <p>カ 防除が困難な作物の防除体系等の効果把握調査報告</p> <p>キ 現行での発生状況調査又は病害虫防除経費（10a 当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳：</p> <p>ク 新たな管理手法等の導入における発生状況調査又は病害虫防除経費（10a 当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳：</p> <p>ケ 見学会、広報等の取組</p> <p>コ ほ場ごとの防除（作付前に取り組んだ防除対策を含む。）及び栽培管理の実施状況並びに作付、前期作及び今期作の病害虫の発生、気象等のほ場条件を踏まえた従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の効果の検証の概要（作物ごと）</p> <p>サ 別表 1 の 1 の II の 3 の (2) の事業メニューについては、指導者等向け研修・講習等の実施状況（開催時期、開催形式、参集範囲、参加者（人数及び内訳）、内容（技術内容、演習内容、今後の課題等）等）</p> <p>注）防除に関する管理手法の現状からの向上率を記載するに当たっては、参考として現状採用している全管理手法の項目を確認できる資料（栽培暦、防除暦等）を添付すること。</p>
重要病害虫の特別防除等	侵入警戒調査実施状況・地点数
地域での食育の推進	<p>1 事業計画で設定した目標について、該当する以下の数値を記載すること。</p> <p>ア 食文化の継承度 （ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 （イ）郷土料理や伝統料理を月 1 回以上食べている者の割合</p> <p>イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 （ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている者の割合 （イ）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30 歳代）の割合</p> <p>ウ 食育の推進に関わるボランティアの数</p> <p>エ 学校給食における地場産物を使用する割合</p> <p>オ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合</p> <p>カ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合</p> <p>キ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合</p> <p>ク 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合</p> <p>ケ 農林漁業体験を経験した者の増加割合または延べ人数</p> <p>2 取組事項（取組内容）、実施場所、実施時期・回数、対象者・数</p>

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね 5 割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

事業の成果

都道府県等による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
ただし、特別交付型交付金にあつては、「達成」又は「未達成」と記入する。
 - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
ただし、特別交付型交付金にあつては、「適正」又は「不適正」と記入する。
A……達成度 80%以上
B……達成度 50%以上 80%未満
C……達成度 50%未満

3 事業内容及び実績額について

- (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (3) 「左の交付金交付額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。
- (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

別記様式第 14 号－ 1 （第 28 第 4 項関係）

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書 （ 年 月作成）
 都道府県等名：

目的	目 標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実 績	達成度	事業実施主体	目 標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証								
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進								
	農薬の適正使用等の総合的な推進								
	海洋生物毒等の監視の推進								
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進								
	養殖衛生管理体制の整備								
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第 13 号－ 1 及び別記様式第 13 号－ 4 を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－ 1 に基づきそれぞれ記入する。
- 3 特別交付型交付金は別様とすること。

別記様式第 14 号－ 2 （第 28 第 4 項関係）

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書 （ 年 月作成）
 都道府県等名：

目的	目 標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円)	備考
		目標値	実 績	達成度	事業実施主体	目 標	達成度		
Ⅲ地域での食育の推進	地域での食育の推進								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第 13 号－ 2 及び別記様式第 13 号－ 4 を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－ 2 に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第 14 号－3（第 28 第 4 項関係）

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）都道府県等成果及び評価報告書（ 年 月作成）

都道府県等名：

目的	目 標 (事業実施期間)	目標値及び実績			事業実施 主体名	設置又は整備 した施設・機器 名	交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実 績	達成度				
II 伝染性疾病 ・病害虫の発 生予防・まん 延防止	家畜衛生の推進							
総 計・総合達成度								

留意事項

本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第 13 号－3 及び別記様式第 13 号－5 を添付すること。